結婚新生活支援事業について

【経 緯】

平成28年度より、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的に、結婚を含めた切れ目のない少子 化対策として国・県事業を実施している。(低所得者向けの支援事業として)

島田市においては、平成28年10月1日から事業を開始。当初は申請が少なかったが、平成29年度以降、所得の緩和、周知徹底等により一定の申請が出ている。

/ -	支 給					島田市/条件			
年度	件数	支給額(千円)		申請者年齢		年齢	前年所得の合	上限	補助率
及			1件当たり	夫	妻	「M ↑ ↑	計	(千円)	
28	1	84	84			45 歳未満	300 万円未満	300	3/4
29	9	2,417	268	27.8 歳	26.0 歳	45 歳未満	340 万円未満	300	3/4
30	7	1,607	229	24.9 歳	25.1 歳	34 歳以下	340 万円未満	300	1/2
元	10	2,400	240	25.5 歳	26.6 歳	34 歳以下	340 万円未満	300	1/2
2	1	277	277	29 歳	29 歳	34 歳以下	340 万円未満	300	1/2

※令和2年度の状況(9月28日現在)

【申請者の傾向】

- ・20歳代前半、妻が無職または結婚を機に退職する方が多い
- ・夫または妻が島田市在住
- ・島田市に両親(実家)が在住、Uターン移住

【他市の状況】

年度	市町村数	実施市町村				
28	4市2町	島田市、藤枝市、牧之原市、沼津市、東伊豆町、小山町				
29	6市3町	上記に加え、静岡市、下田市、御前崎市、吉田町 (沼津市除外)				
30	7市3町	上記に加え、 焼津市				
元	7市3町	増減無し				
2	8市3町	上記に加え、富士市				

【令和3年度の見込み】

◎国の修正案 補助率1/2→2/3

給 付 額:上限30万円(**市財源 15 万円**)→60万円(**市財源 20 万円**)

対象者の条件:年齢34歳以下→39歳以下

年収480万円(所得340万円)→年収540万円(所得約380万円)

⇒島田市としては、来年度の国の制度変更に合わせ、これまでの申請状況 (需要)

を考慮し、令和3年度当初予算に事業費を計上する予定。